

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周辺に影響を及ぼすおそれのある特定空家等について、所有者等による適正な管理を推進し、もって市民の安全・安心と住環境の向上を図るため、特定空家等の除却工事に要する費用について、予算の範囲内で特定空家等除却事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助の対象となる特定空家等（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利者から除却の同意がある場合は、この限りでない。
- (3) 法第22条第3項の措置を命じられていないこと。
- (4) 不動産の販売又は賃貸を目的として所有する建築物でないこと。
- (5) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (6) 故意に破損させたものでないこと。
- (7) 法人が所有するものではないこと。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象物件の所有者又はその相続人代表者（法人を除く。以下「所有者等」という。）であって、本市の市税に滞納がないもの（納税の猶予制度に基づき分納を行っているものを含む。）とする。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象物件の全てを除却する工事であること。
 - (2) 補助対象者が請負契約を締結する工事であること。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく奈良県知事による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく奈良県知事による登録を受けた事業者へ発注する工事であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象工事としない。
- (1) 他の同種の補助金等の交付を受けて行うもの
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者が工事に関与するもの

(3) 第10条に規定する交付決定を受ける前に着手したもの

(4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象工事に要した経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(事前申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、その所有し、又は相続した建築物が補助対象物件に該当するか否かについて、あらかじめ市長の判定を受けなければならない。

2 前項の判定を受けようとする者（以下「事前申請者」という。）は、補助金事前申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 所有者等であることを証する書類

(2) 特定空家等の位置図、平面図及び現況写真

(3) 所有者等の住民票の写し

(4) 市税の滞納がないことを確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、立入調査及び内容審査を行い、補助対象物件に該当するか否かを判定し、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金立入調査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 前項の場合において、当該申請に係る建築物が新たに特定空家等に認定された場合は、大和郡山市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成28年9月大和郡山市規則第21号）第5条に規定する特定空家等認定通知書も併せて送付するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の規定により補助対象物件に該当する旨の判定を受けた者で補助金の交付を受けようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 特定空家等認定通知書又は立入調査結果通知書（特定空家等と判定されたもの）の写し

(2) 補助対象経費の見積書の写し

(3) 工事業者における建設業法に基づく許可等の写し（第5条第1項第3号に該当することを証するもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）又は大和郡山市特定空家等除却事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の実施期間）

第11条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の2月末日までとする。

（事業内容の変更）

第12条 第10条の規定による交付の決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、除却工事に着手する前に補助金交付変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付変更決定通知書（様式第7号）又は大和郡山市特定空家等除却事業費補助金変更交付却下決定通知書（様式第8号）により被交付決定者に通知するものとする。

（工事の着手）

第13条 工事の着手は、第10条の規定による交付の決定又は前条第2項の規定による変更交付の決定を受けた日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

2 被交付決定者は、工事に着手しようとするときは、速やかに工事着手届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（工事の中止又は廃止）

第14条 被交付決定者は、工事を中止しようとするときは、速やかに工事中止届（様式第10号）に補助金交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第15条 被交付決定者は、補助対象工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する2月末日のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象経費の請求書又はその写し（写しの場合は、原本を提示すること。）
- (3) 補助対象経費の領収書又はその写し（写しの場合は、原本を提示すること。）
- (4) 補助対象工事に係る写真（施工前後及び施工状況のわかるもの）
- (5) 補助対象工事に伴い生じた廃棄物に関する処分証明書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第16条 市長は、前条の報告を受けたときは、完了検査及び内容審査を行い、交付すべき

補助金の額を確定し、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金額確定通知書（様式第12号）により被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第17条 前条の通知を受けた被交付決定者は、補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第18条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付を適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（事務の委任）

第19条 事前申請者、交付申請者及び被交付決定者は、第三者に申請等の事務を委任するときは、委任状（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（現地調査）

第20条 市長は、補助金事業を適正に執行するため、補助対象工事の状況について、必要があると認めるときは、現地調査をすることができる。

2 市長は、前項の規定による現地調査の結果、補助対象工事が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、被交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

年 月 日

補助金事前申請書

大和郡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり事前申請を行います。

建築物の所有者 (氏名)		
所有者との続柄		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人代表者 <input type="checkbox"/> その他 ()
建築物	所在地	大和郡山市
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()
	規模	延べ床面積 m^2 階数 階
	用途	
立入調査		<input type="checkbox"/> 立会いを希望します。
		<input type="checkbox"/> 市職員による建物立入調査について、 承諾いたします。 年 月 日 氏名 印

様式第2号（第8条関係）

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金 立入調査結果通知書

大郡 第 号

年 月 日

様

大和郡山市長

年 月 日付で補助金事前申請のあった物件について、市職員による現地立入調査を行ったところ、以下の判定結果となりましたことを次のとおり通知します。

記

建物所在地 大和郡山市

立入調査日 年 月 日

判定結果

補助金交付申請書

大和郡山市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付申請を行います。

建築物の所有者 (氏名)		
所有者との続柄		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人代表者 <input type="checkbox"/> その他 ()
建築物	所在地	大和郡山市
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()
	規模	延べ床面積 m ² 階数 階
補助対象 工事施行 業者	住所	
	名称	
	電話番号	
着工予定年月日		年 月 日
完了予定年月日		年 月 日
補助対象経費		円
交付申請額		円

様式第4号（第10条関係）

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金 交付決定通知書

大郡 第 号

年 月 日

様

大和郡山市長

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり通知します。

記

補助年度 年度

建物所在地 大和郡山市

交付決定額 円

(注)

- 補助条件は、次のとおりとする。
 - 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
 - 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 交付決定を受けた日から30日以内に工事に着手し、「工事着手届(様式第9号)」を必ず提出すること。

様式第5号(第10条関係)

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金 不交付決定通知書

大郡 第 号

年 月 日

様

大和郡山市長

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、不交付と決定したので、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり通知します。

交付申請額	円
不交付の理由	

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

補助金交付変更申請書

大和郡山市長

様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた事業について、
大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり事業
の内容の変更を申請します。

建築物の所在地	大和郡山市	
変更理由		
事業の内容	変更前	
	変更後	
事業の内容の 変更による 交付申請額	円	

様式第7号（第12条関係）

大郡 第 号
年 月 日

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金 交付変更決定通知書

様

大和郡山市長

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金について、次のとおり交付することを決定したので、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

建築物の所在地	大和郡山市
交付決定額	円

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

大郡 第 号
年 月 日

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金 変更交付却下決定通知書

様

大和郡山市長

年 月 日付けで交付変更申請のあった補助金について、次の理由により
変更交付しないことを決定したので、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第
1 2 条の規定により通知します。

建築物の所在地	大和郡山市
変更交付却下の理由	

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

工事着手届

大和郡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け大郡 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助対象工事に着手しましたので、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	大和郡山市
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

工事中止届

大和郡山市長

様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた補助対象工事を中止したいので、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	大和郡山市	
中止理由		
中止に係る 補助対象工事	内容	
	交付 決定額	円

様式第11号（第15条関係）

年 月 日

完了報告書

大和郡山市長 様

報告者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け大郡 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助対象工事が完了したので、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

建築物の所在地	大和郡山市
建築物の所有者 (氏名)	
所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人代表者 <input type="checkbox"/> その他 ()
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
補助対象経費	円
交付決定額	円

様式第12号（第16条関係）

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金額確定通知書

大郡 第 号

年 月 日

様

大和郡山市長

年 月 日付で完了報告のあった補助金については、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第16条に基づき審査を行い、下記の通り補助金額が確定しましたので通知します。

記

建物所在地 大和郡山市

補助金確定額 円

様式第13号（第17条関係）

年 月 日

補助金交付請求書

大和郡山市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

年 月 日付大郡 第 号の補助金額確定通知に基づき、大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額		円
振込先	金融機関名	
	支 店 名	
	種 類	普通 ・ 当座
	口座番号	
口座名義		(フリガナ)

様式第14号（第18条関係）

大郡 第 号
年 月 日

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金 交付決定取消通知書

様

大和郡山市長

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金交付要綱第18条の規定により次のとおり補助金の交付を取り消します。

建築物の所在地	大和郡山市
取消理由	

様式第15号（第19条関係）

年 月 日

委任状

大和郡山市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

大和郡山市特定空家等除却事業費補助金について、下記の者を代理人と定め、申請等の事務を委任します。

建築物の所在地	大和郡山市	
代理人	住 所	
	氏 名	(フリガナ)
	電話番号	(固定) (携帯)
	交付申請者との関係	